

沼津市国民健康保険条例の一部改正について

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼津市国民健康保険条例（昭和35年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の6の9中「20万円」を「22万円」に改める。

第17条第1項中「特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた」の次に「、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を、「定める額」の次に「、第20条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を加え、「又は被保険者数が増加し」を「、被保険者数が増加し」に、「若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日」を「又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日」に改め、同条第2項中「定める額」の次に「、第20条の4第1項に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に

それぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の4第4項第1号に定める額、第20条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」を加える。

第20条の2第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条の5第6項中「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「提案理由」

国民健康保険法施行令の一部改正に倣い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるほか、所要の改正を行うものである。